

## 練馬区 精巣内精子生検採取法等受診等証明書

下記の者については、特定不妊治療に至る過程の一環として、精巣内精子生検採取法(TESE)、精巣上体内精子吸引採取法(MESA)、経皮的精巣上体内精子吸引採取法(PESA)または精巣内精子吸引採取法(TESA)による手術を実施し、これに係る医療費を下記のとおり徴収したことを証明します。

練馬区長 殿

令和 年 月 日

医療機関の名称および所在地

主治医氏名

印

医療機関記入欄(主治医が記入すること。)

(ふりがな) 受診者氏名	対 象 者 ( )	配 偶 者 ( )
受診者生年月日	昭和・平成 年 月 日( 歳)	昭和・平成 年 月 日( 歳)
今回の手術方法	1 TESE      2 MESA      3 PESA      4 TESA	
	該当する番号に○を付けてください。	精子回収の結果 1 得られた 2 得られずに治療中止
今回の手術日	年 月 日	(精子を精巣等から採取するための手術を実施した日)
領収金額	[今回の手術にかかった金額(保険適用外)に限る。]	
	(領収書の日付) 年 月 日 領収金額 円	
特定不妊治療を実施する 指定医療機関名		

## 【医療機関の方へ】

この証明書の記入に当たっては、下記の点に御注意ください。

- 助成対象となる手術は、特定不妊治療(体外受精および顕微授精)に至る過程の一環として行われる、精巣内精子生検採取法(TESE)、精巣上体内精子吸引採取法(MESA)、経皮的精巣上体内精子吸引採取法(PESA)または精巣内精子吸引採取法(TESA)であり、医療保険が適用されないものに限りです。
- 助成対象となる手術は、治療期間の終了日の属する年度またはその前年度に手術を実施したものに限りです。
- 助成対象となる費用は、医療保険が適用されない手術代および精子凍結料(精子保存料・管理料は対象外)です。
- 助成対象となる医療機関は、東京都特定不妊治療費助成事業の指定医療機関または指定医療機関から紹介等をされた医療機関です。  
例1：指定医療機関Aで採卵、精子を精巣等から採取するための手術、胚移植を行ったケース  
例2：指定医療機関Aで採卵、指定医療機関Aから紹介された指定外医療機関Bで精子を精巣等から採取するための手術を実施し、指定医療機関Aで胚移植を行ったケース
- 本医療費に係る助成金の申請をする場合は、特定不妊治療費助成申請と同時に申請する必要があります。
- 特定不妊治療費が助成の対象とならなかった場合は、本医療費についても助成の対象となりません。

## 【患者様へ】

この証明書の取扱いについては、下記の点に御注意ください。

- この証明書は、特定不妊治療を受ける指定医療機関で「練馬区特定不妊治療受診等証明書」(第2号様式)を発行していただく際に、提示してください。
- 助成対象となる手術は、治療期間の終了日の属する年度またはその前年度に手術を実施したものに限りです。
- 本医療費に係る助成金の申請をする場合は、特定不妊治療費助成の申請と同時に申請する必要があります。
- 特定不妊治療費が助成の対象とならなかった場合は、本医療費についても助成の対象となりません。